

平成 28 年 8 月 24 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
東京ビルディング  
日本リテールファンド投資法人  
代表者名 執行役員 難波 修一  
(コード番号 8953)  
資産運用会社名  
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 辻 徹  
問合せ先 執行役員リテール本部長 荒木 慶太  
TEL. 03-5293-7081 E-mail: jrf-8953.ir@mc-ubs.com  
URL: http://www.jrf-reit.com/

### 資産運用会社における主要株主の異動に関するお知らせ

日本リテールファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）において、以下のとおり主要株主に異動が生じることとなりましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 異動に至った経緯

本投資法人のスポンサー企業である UBS グループにおける資本構成の見直しの一環として、本資産運用会社の株主であるユービーエス・エイ・ジーが、平成 28 年 8 月 25 日付で、その保有する本資産運用会社の全株式 4,900 株（発行済株式総数の 49.0%）をユービーエス・アセット・マネジメント・エイ・ジーに譲渡するものです。

本資産運用会社は、ユービーエス・エイ・ジーより、当該株式譲渡に係る承認を求められましたので、本日開催の取締役会において、これを承認しました。

#### 2. 主要株主ではなくなる会社の概要（平成 28 年 6 月末現在）

(1) 名 称	ユービーエス・エイ・ジー
(2) 所在地	スイス国 チューリッヒ市 8001 バーンホフストラッセ 45 (Bahnhofstrasse 45, 8001 Zurich, Switzerland) スイス国 バーゼル市 4051 エーシェンフォルシュタット 1 (Aeschenvorstadt 1, 4051 Basel, Switzerland)
(3) 代表者の役職・氏名	グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー セルジオ P. エルモッティ (Sergio P. Ermotti)
(4) 事業内容	総合金融業
(5) 設立年月日	平成 10 年 6 月 29 日
(6) 資本金	平成 27 年度 386 百万スイス・フラン (43,000 百万円)

3. 新たに主要株主となる会社の概要（平成 28 年 7 月末現在）

(1) 名 称	ユービーエス・アセット・マネジメント・エイ・ジー
(2) 所 在 地	スイス国 チューリッヒ市 8001 バーンホフストラッセ 45 (Bahnhofstrasse 45, 8001 Zurich Switzerland)
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役(Chair) ユーリッヒ コーナー (Ulrich Korner)
(4) 事 業 内 容	UBS グループのアセット・マネジメント事業の持株会社
(5) 設 立 年 月 日	平成 26 年 9 月 3 日
(6) 資 本 金	非開示

4. 本株主異動前後における所有株式数（議決権の数）及び総株主の議決権の数に対する割合

		ユービーエス・エイ・ジー	ユービーエス・アセット・ マネジメント・エイ・ジー
異動前	所有株式数	4,900 株	—
	議決権の数	4,900 個	—
	総株主の議決権の数に 対する割合 <sup>(注)</sup>	49.0%	—
	大株主順位	第 2 位	—
異動後	所有株式数	—	4,900 株
	議決権の数	—	4,900 個
	総株主の議決権の数に 対する割合 <sup>(注)</sup>	—	49.0%
	大株主順位	—	第 2 位

(注) 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 0 株  
平成 28 年 8 月 24 日現在の発行済株式総数 10,000 株

(ご参考) 本株主異動前後の資産運用会社の株主構成

名称	異動前		異動後	
	所有株式数	比率	所有株式数	比率
三菱商事株式会社	5,100 株	51.0%	5,100 株	51.0%
ユービーエス・エイ・ジー	4,900 株	49.0%	—	—
ユービーエス・アセット・ マネジメント・エイ・ジー	—	—	4,900 株	49.0%
合計	10,000 株	100.0%	10,000 株	100.0%

5. 今後の見通し

本投資法人の平成 28 年 8 月期（第 29 期：平成 28 年 3 月 1 日～平成 28 年 8 月 31 日）の運用状況への予想に影響はありません。なお、本件に関しては、金融商品取引法及び宅地建物取引業法その他関連法令の規定に従い、必要な届出等の手続きを行います。

以 上